

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を次のように改正する。  
本則第1項の表1の項中「学校事務支援室長」の右に「、部活動地域展開準備室長、部活動地域展開準備室副室長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)